

令和6年度四日市市民大学講座企画運営業務委託 プロポーザル募集要項

市民の幅広い学習要求に応えるとともに、地域の学習活動の振興を図るために開講する四日市市民大学において、市民が学びあう場をつくることを目的として、公募による市民団体が企画運営するコースを開講します。

この委託事業の実施にあたり、公募型プロポーザル方式に基づき、予算の範囲内で3講座程度を選定し、当該講座の提案者を契約予定者とします。

1 プロポーザル企画提案内容

- (1)名称 令和6年度四日市市民大学講座企画運営
- (2)業務内容 「令和6年度四日市市民大学講座企画運営業務委託仕様書」のとおり
- (3)委託期間 契約の日から令和7年3月14日まで
- (4)企画提案の前提条件
事業委託料上限金額 1,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)
※3講座程度の実施を予定しており、1講座につき500千円未満(消費税及び地方消費税を含む。)とする。詳細は、仕様書のとおり。

2 参加要件

当プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件をすべて満たしており、かつ、委託業務を的確に遂行する能力を有する者とします。

- (1)4人以上の団体・グループであること
- (2)活動の本拠地が四日市市内にある、又は、代表者が四日市市内に在住であること。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5)特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする者、公序良俗に反する等、適当でないと認められる者でないこと。

なお、入札参加資格者がプロポーザルの過程で要件に該当しない場合は、契約相手先とすることができないのでご注意ください。

3 書類の提出

企画提案提出書は持参、又は郵送(書留郵便に限る。)により提出してください(代表者の署名又は記名・押印が必要なため)。

企画提案書(提案様式1~5)及びその他必要書類は、別紙「令和6年度四日市市民大学講座

企画運營業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」を参照の上、一括して持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールにより提出してください。書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなします。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、8(4)のとおりとします(以下同じ。)

4 提出期限等

(1) 質問の提出期限

令和6年度四日市市民大学講座企画運營業務について、質問事項等がある場合は、令和6年1月31日(水)までに、電子メールにて問い合わせしてください。受信した全ての質問に対する回答を、全参加者に対し令和6年2月2日(金)までに電子メールで送信します。

(2) 企画提案提出書の提出期限

企画提案提出書は、令和6年2月15日(木)までに、直接持込(土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)、又は郵便(書留郵便とし、上記日時までに必着)で提出してください。

(3) 企画提案書(提案様式1~5)の提出期限

企画提案書(提案様式1~5)及び団体概要(款・規約・会則等)は、令和6年2月15日(木)までに、直接持込(土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)、郵便(書留郵便とし、上記日時までに必着)、又は電子メール(上記日時までに必着)で提出してください。

(4) 提出先・問い合わせ先

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号
四日市市 市民生活部 市民生活課
TEL:059-354-8146 FAX:059-354-8316
電子メール:shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

5 プレゼンテーションの実施

「令和6年度四日市市民大学講座企画運營業務委託プロポーザル審査要領」のとおり

6 プロポーザルの日程(一部予定を含む)

令和6年1月中旬	募集要項のホームページ掲載、配布
令和6年1月31日(水)	質疑の提出期限
令和6年2月2日(金)	質疑の回答
令和6年2月15日(木)	プロポーザル参加意向申出書及び企画提案書の提出
令和6年3月10日(日)	プレゼンテーション、審査
令和6年3月14日(木)	審査結果公表
公表後、速やかに打合せを実施し、契約締結を行います	

7 契約について

審査の結果、受託候補者として決定した者(以下、候補者という。)から提出された企画提案書等の内容に基づき、市と候補者とが協議のうえ、契約を締結するものとします。なお、契約締結の際には、事業内容及び委託金額等について精査を行うものとし、精査の結果、仕様書及び企画提案書の事業内容等について変更する場合があります。

8 その他

- (1) プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 応募を取り下げの場合は、速やかに文書にて連絡すること。辞退により不都合な取り扱いをすることはありません。
- (3) 各種提出書類について、提出期限後の変更は認めません。
- (4) 電子メールを利用して書類を提出する場合、件名欄には「【市民大学プロポ】〇〇〇について(団体名)」と記載すること(〇〇〇には、例えば、「企画提案書の提出」等、内容が分かるよう記載)。添付ファイルの大きさは7Mb以下でなければ受け付けることができないので注意すること。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡すること。市民生活課において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に市に提出されなかったものとみなします。
- (5) 審査結果については、令和6年3月14日(木)頃に参加団体へ通知し、公表します。